

## 水道料金等の改定について

### 1 水道料金等改定の趣旨と背景

#### (1) 今回の改定等の趣旨

本市水道事業の現状と今後の見通しに立って、持続可能で健全な水道事業を次世代に確実に継承していくために、料金の改定を行います。また、現行の役割を終えた加入金の見直しをするとともに、配水管工事分担金制度は廃止しようとするものです。

#### (2) 改定に至る背景

##### ア これまでの料金改定

本市では、財政健全化が大きな課題となり、体系見直しを含めた料金改定を行った昭和 51 年(1976 年)以降、平成 9 年(1997 年)までの間、6 度の改定等により財源確保を行いました。それにより、「建設拡張の時代」から「維持管理の時代」に変化する中で安定給水確保に向けた浄配水施設等の整備を進めてきました。

その後は、経営上の新たな課題に浮上してきた大量使用者の地下水利用専用水道の導入拡大への対策など、水道事業を取り巻く環境の変化に対応するための料金改定を 2 度実施してきました。しかしながら、平成 9 年度に 23.13%の料金値上げを行って以降は、本格的な改定は行わず、施設の長寿命化・企業努力により 17 年間黒字経営を維持してきており、府内で最も安い水道料金となっています。

##### イ 本格的な「更新の時代」の中での料金改定

平成 22 年(2010 年)には「すいすいビジョン 2020」を策定し、さらに平成 25 年(2013 年)に策定した「水道施設マスタープラン」では、おおよそ 40 年先の 21 世紀半ばの水道施設の将来像を描いています。今後、管路や浄配水施設の更新・耐震化を着実に進めると同時に、老朽化した片山浄水所水処理施設の更新事業及び 2 つの浄水所をシールド工法で結ぶ片山・泉連絡管の建設事業などに多額の費用がかかる見込みです。しかし、現行の安価な料金水準では財源を確保することが困難であり、財政基盤の強化が急務となっています。

### 2 現状と課題

#### (1) 水道料金

##### ア 建設改良事業と不足する財源

本市水道事業の経営状況としては、引き続く水需要の減少により、給水収益が落ち込み、効率的な事業執行に努めながらも収益的収支の抜本的な改善を図ることが困難となっています。

資本的収支においては管路・施設の更新や耐震化を進めながら、来年度から予定する片山浄水所水処理施設の再構築や片山・泉連絡管整備などに多大の事業費を要し、そのため今後5年間で約110億円の企業債を発行しても、なお資金不足が見込まれます。

## イ 現行料金設定における課題

水需要構造の変化とあいまって下記のような課題が顕著化し、供給単価が給水原価を下回る「逆ザヤ」に陥っており、年々その差が大きくなるなど厳しい経営状況が続いています。

- (ア)給水能力（量水器口径）に見合った料金設定となっていないこと …①
- (イ)固定的原価が基本料金で賄える体系となっていないこと …②
- (ウ)使用水量の減少以上に料金収入が落ち込んでいること …③
- (エ)地下水利用専用水道の導入拡大が更に進むと想定されること …④

## ウ 水道事業経営審議会からの答申（平成26年(2014年)6月23日）

「安定的な水道事業を進めるための水道料金のあり方について」の諮問（平成25年6月13日付け）に対し、以下の内容の答申が示されました。

- (ア)本文…「必要な事業を計画的に進めるための財源としては、効率的な事業経営を行うことを前提に、水道料金の見直しを行い、受益者に応分の負担をしていただくことが必要である」。
- (イ)詳細…「財源確保については水道料金の値上げが必要であり、その際には、単に現行料金体系のまま料金を上乗せする方法ではなく、料金設定について十分検討すべきである。」

## (2) 加入金

現行の加入金は、水需要が増加し水道施設の拡張整備が必要であった時代に、新旧需要者間の負担の公平、拡張期における財源対策を目的に採用してきた制度です。拡張整備事業のため発行した企業債の利息相当額を基に徴収してきましたが、既に拡張整備事業は終了し、徴収総額も目標額に達しており、その役割を終えています。

更新の時代を迎えた中で、水道施設更新・維持にかかる財源確保のひとつとして、目的・算定基準の見直しが必要です。

## (3) 配水管工事分担金

配水管工事分担金制度は昭和39年(1964年)4月に水道条例の中に位置づけ、以降昭和53年までの間、特設配水管19件を設定し、当該配水管布設による受益者から分担金を徴収してきたものです。その後、現在に至るまで、配水管工事分担金徴収の対象となる特設配水管は存在せず、今後も対象が発生する見込みはないことから廃止が必要です。

### 3 改定内容

#### (1) 水道料金設定の改定

ア 用途別料金体系から口径別料金体系へ（メーター料は基本料金に含める）  
給水能力に応じた料金回収をするため用途別から口径別へシフトします。

→課題①への対応

イ 基本料金と従量料金という2部料金制のもと、水道料金収入に占める基本料金収入の割合を拡大

総括原価の内約80%を占める固定費の回収率の向上を図るため、基本料金収入割合を現行の25%から32%へ拡大します。

→課題②への対応

ウ 逡増料金制は維持しつつ、逡増度を緩和

料金単価における逡増度を現行の4.0から3.1へ緩和します。

→課題③への対応

エ 督促手数料の廃止

水道料金が私債権と位置づけされていることや他市の状況を勘案して現行50円の督促手数料を廃止します。

オ 料金算定(設定)期間は平成28年度から平成32年度の5年間

日本水道協会が「水道料金算定要領」で示す料金算定期間の考え方にに基づき、「すいすいビジョン2020」「第2次上水道施設等整備事業」との整合を図ります。

**カ 5年間の平均改定(値上げ)率は17.7%**

【別紙1、2】

ただし、激変緩和を図るため経過措置として、2年かけて段階的に実施、初年度は12.2%の改定率とします。

キ 5年の料金算定(設定)期間経過後には適正な料金水準の検証を実施

水道事業を取り巻く内部・外部環境の変化に照らし合わせ適正な料金水準を検証し、必要に応じて改定の検討を行います。

ク 地下水利用専用水道に対する届出義務と指導を柱とした制度創設の検討

水道条例の中で制度を位置づけることを目指し、パブリックコメント等の手続きを経て、平成28年3月議会に議案提出を予定します。

→課題④への対応

#### (2) 加入金の改定

ア 目的

利用者が新たに上水道に加入し、既存の水道施設を利用して給水を受けるにあたり、資本費の一部を負担していただくことで、新旧需要者間の負担の公平を図るとともに、水道施設の更新、維持費用の財源に充て財政基盤の強化を図ることを目的とします。

## イ 算定基礎

対象経費 = 12.3 億円 (5 年の算定(設定)期間の資本費の一部)

対象件数 = 11,000 戸 (新規・増径工事申込推計件数)

ウ 改定額 【別紙 3】

## (3) 配水管工事分担金の廃止

水道条例第 34 条の 2 を削除します。

## 4 財政推計 【別紙 4】

水道料金、加入金改定後の推計では、収益的収支において 5 年間で約 40 億円の利益が見込まれます。この利益と企業債発行とあわせて、計画している建設改良事業を推進することが可能になり、また、平成 32 年度末で運転資金残高は約 11 億円にとどまるものの健全な事業運営が図れるものです。

## 5 今後の課題

今回の水道料金の改定については、将来を見据える中で料金体系も含めた改定を行おうとするものですが、今後も府域水道事業の広域化、近隣水道事業との広域連携をはじめ、水道事業を取り巻く環境はまだまだ変化するものと想定されます。

本市におけるアセットマネジメントの実践などによる適切な事業計画の見直しなどとも相まって、健全な水道事業を持続するためには、これらの変化に対応する料金のあり方を継続的に検討していくことが必要と考えています。

## 6 今後のスケジュール

(平成 27 年 9 月～11 月) 水道事業の現状と課題、料金改定の必要性等について出前説明会を設定。14 か所から申し込みがあり、11 か所で開催済、3 か所を予定

平成 27 年 11 月 水道料金の改定について市民説明会を実施予定 (6 か所)

平成 27 年 12 月定例会 「水道条例」の改正について提案

平成 28 年 1 月～3 月 市民、事業者への周知 (「すいどうにゅーす」、「市報すいた」、ホームページ等を予定)

平成 28 年 4 月 1 日 施行

(ただし、水道料金は平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月の間経過措置)